

認定要件②に係る(ハ)の基準の取扱い (主たる業種及び企業全体の売上高等の双方に係る要件(円高要因関係))

- 以下の要件のいずれも満たすこと。(※売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)も必要。)
- ①主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の売上高等の減少が前年同月比で10%以上減少していること。
- ②主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の後の2か月を含む3か月間の売上高等の見込みが前年同期比で10%以上減少していること。
- 下記の①、①'、②及び②'のケースでは、上記①及び②のいずれの要件も満たすため、認定の対象となります。

